

中間試案のたたき台（その2）

（前注）本部会資料は、中間試案のたたき台（部会資料12）において【P】としていた部分等について記載している。

なお、本部会資料の第2の（注2）は、部会資料12の第2の2に代わるものであり、本部会資料の第11の2の(3)は、部会資料12の第11の2の(3)に代わるものである。

第1の2 裁判所のシステム障害及び裁判所外の通信障害等に関する規律

一定の範囲の者についてインターネットを用いてする申立てによらなければならないとした場合において、裁判所のシステムに障害が生じたとき等について、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

次のような規律を設けるものとする。

時効の期間の満了の時に当たり、裁判所の電子情報処理組織の故障により裁判上の請求（民法第147条第1項第1号）、支払督促（同項第2号）及び法第275条第1項の和解（民法第147条第1項3号）に係る手続を行うことができないとき（天災その他避けることのできない事変によりこれらの手続を行うことができないときを除く。）は、その事由が消滅した時から1週間を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

【乙案】

電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用することが困難である場合については、規律を設けないものとする。

（注）裁判所の電子情報処理組織の故障以外の電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用することが困難であることにより甲案記載の各手続を行うことができないときについても、時効の完成猶予の規律を設けるとの考えがある。

（説明）

1 議論の概要等

第7回会議においては、仮に一定の範囲の者についてインターネットを用いてする申立てによらなければならないこととした場合に、その者がシステム障害等によってインターネットを用いてする申立てをすることができないときの規律について、その事由として、①事件管理システムの障害（事件管理システム自体の障害及び事件管理システムと各裁判所とを接続する電気通信回線（インターネット網）の故障をいう。）、②インターネ

ット網の故障（事件管理システムと各裁判所とを接続する電気通信回線の故障を除く。）、③インターネット網以外の配線の故障で申立人の責めに帰すことができないもの（例えば、申立人が入居している建物の屋内配線の故障で申立人が責任を負わないもの）、④申立人が責任を負う配線の故障、申立人の使用機器の故障などの四つの類型を想定して議論がされた。この議論においては、時効完成直前にインターネットを用いてする申立てをしようとしたができないことを考えると広く時効完成猶予効を認めるべきであるとの意見があったが、インターネットを用いて催告をしようとした場合にシステム障害等があったとしても特段の規律が設けられておらず訴え提起の場合についてのみシステム障害等についての特別の規律を設けることの説明が困難であること、上記の①の事由の場合はインターネットを用いてする申立てをすることができないがそれ以外の場合は申立人において代替措置をとることができることから訴え提起の場合（特に事件管理システムの障害以外の場合）についてのみ時効完成猶予効を認めることに消極的な意見があった。さらに、インターネットを用いてする申立てによらなければならない者のうち訴訟代理人についても、一旦、書面を受け付けてインターネットを用いてする申立てによる補正を認めることとするのであれば、そのような補正がされれば、書面を受け付けた際に時効完成猶予効を認めることとすることが考えられるとの意見が出された。

2 各案の概要

(1) 甲案は、上記①の場合に時効完成猶予効を認めるものである。

上記のとおり、上記①の場合はインターネットを用いてする申立てをすることができない（申立人において裁判所に対して訴え提起の意思を到達させようとしても到達させることができない）が、それ以外の上記②から④までの場合は、訴え提起の意思を到達させようとするれば何らかの手段がある場合であるとの考えによるものである。

（注）は、上記の広く時効完成猶予効を認めるべきであるとの考えによるものであり、部会資料11の第1の甲案と同様に上記①の場合に加えて、②及び③の場合にも時効完成猶予効を認める考えを示すものである。

(2) 乙案は、特段の規律を設けないこととするものである。

これは、訴訟代理人についても一旦書面を受け付けてインターネットを用いてする申立てによる補正がされれば適式な申立てとする取扱いをすれば書面を受け付けた際に時効完成猶予効を認めることができるとの考え方に基づくものである。

なお、部会資料11の第1の乙案では電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用することが困難である間について書面による申立てを認める旨の規律を提案していた。しかし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用することが困難である間に限ることなく、一旦書面による申立てを受け付ける取扱いを前提に検討することが考えられる旨の指摘を踏まえると、ここでは特段

の規律を設けないこととし、書面による申立ての取扱いに関しては、インターネットを用いてする申立てによらなければならない場合に関する検討事項（部会資料12の第1の1）における議論に委ねることが相当であるとも考えられる。

そこで、乙案では、このような考え方にに基づき、特段の規律を設けないこととしている。

第2 訴えの提起，準備書面の提出

（部会資料12の第2の1のとおり）

（注1）は部会資料12の第2の1（注）のとおり

（注2）濫用的な訴えの提起を防止するための方策として、訴訟救助の申立ての有無にかかわらず、訴えを提起する際には、一律に、例えば数百円程度のデポジットを支払わなければならないという規律を設けるものとする考え方、訴え提起手数料を納付すべきであるのに一定期間を経過しても一切納付されない場合には、納付命令を経ることなく命令により訴状を却下しなければならず、この命令に対しては即時抗告をすることができないという規律を設けるものとする考え方がある。

（説明）

第7回会議においては、訴訟救助の申立ての有無にかかわらず、訴えを提起する際には、一律に、例えば数百円程度のデポジットの支払を求めるという規律を設けることの当否について議論がされた。濫用があるとすれば何らかの方策をとる必要があるとの点については異論が見られなかったが、法律上の規律を設けることの当否及びその具体的な内容については賛否それぞれの意見が出された。

これに賛成する立場からは、現行法は、経済的な負担がなくとも、訴状を提出しさえすれば裁判所に一定の応答義務が発生することになっている点に問題があるが、提示された規律は、真しに申立てをしている者かどうかを、訴状の提出の際に一定額を納付するかどうかで見分けられるため適切であるとの意見、プログラムを組んで自動的に多数の訴えを提起するものについては、事件管理システムの設計次第で対処することができるが、手作業でいろいろな内容の訴えを提起するものについては、事件管理システムにAIを組み込んで対処することは難しいとの意見が出された。また、訴訟救助の制度との関係に着目したものとして、少額であれば過度の負担をかけるものではないため、合理性があるとの意見も出された。

これに対し、提示された規律の導入に反対又は消極の立場からは、濫用的な訴えの提起の実感が湧かず、第2回会議で紹介されたような事例が全国的に多数発生しているかどうかの立法事実が示されていないとの意見、数百円程度では濫用防止の実効性に疑問があるとの意見、濫用事例だけを対象とする規律を導入することは法制的に難しいと思わ

れ、同一・類似の申立ての濫発があったときにシステムの効率よく対処する仕組みを構築すればよいという意見が出された。

また、訴訟救助の制度との関係に着目したものとして、訴訟救助の申立てをする者の中には、自己の意思によらずに特殊な環境に置かれ、金銭を全く納められない者もいるため、適切でないとの意見が出された。他方で、提示された規律は、訴訟救助の制度の目的とはやや両立しないところがあるが、真に救済されるべき人が救済され、数百円の負担ができないために訴え提起そのものの道が奪われるということがない仕組みを制度全体として提供することができれば、許容する余地があるという意見も出された。

このほか、提示された規律の当否に関するもの以外にも、デポジットという定額の金銭の納付については、訴え提起手数料とは異なり、裁判所書記官による処理が可能ではないかとの意見、何をもって濫用と扱うかの基準を明確にすることは難しいものの、AIを活用した定型的な対応を併用するなどして、裁判官ではない裁判所職員がいわば前さばきとして処理することができないかとの意見、民事執行法上に、濫用的な執行抗告については原裁判所が却下しなければならぬ旨の規定があることを参考とすることができるのではないかとの意見、訴訟救助の却下決定の確定後、一定期間が経過しても訴え提起手数料の納付がない場合など一定の場合には、補正命令を経ることなく訴状却下命令をすることができ、その訴状却下命令に対しては即時抗告をすることができないという規律の導入を検討してほしいとの意見が出された。

このような議論の経過を踏まえ、(注2)において、濫用的な訴えの提起を防止するための方策として、二通りの考え方があることを注記することとしているが、その前提として、現行法の下における書面による訴えの提起のうち、このような規律の対象とすべきものの実態が明らかにされる必要があることは、これまでの会議においても指摘があったとおりである。

第11の2の(3) 新たな和解に代わる決定

新たな和解に代わる決定について、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

次のような規律を設けるものとする。

- ア 裁判所は、和解を試みたが和解が調わない場合において、審理及び和解に関する手続の現状、当事者の和解に関する手続の追行の状況を考慮し、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、当事者双方のために衡平に考慮し、一切の事情を考慮して、職権で、事件の解決のため必要な和解条項を定める決定(以下「和解に代わる決定」という。)をすることができる。
- イ 和解に代わる決定に対しては、当事者は、その決定の告知を受けた日から2週間の不変期間内に、受訴裁判所に異議を申し立てることができる。

ウ 上記イの期間内に異議の申立てがあったときは、和解に代わる決定は、その効力を失う。

エ 裁判所は、上記イの異議申立てが不適法であると認めるときは、これを却下しなければならない。

オ 上記イの期間内に異議の申立てがないときは、和解に代わる決定は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

【乙案】

新たな和解に代わる決定の規律を設けないものとする。

(注1) から (注3) までは部会資料12の第11の2 (注1) から (注3) までのとおり

(注4) 新たな和解に代わる決定の手続要件として、本文アの当事者の意見を聴くことに代えて、当事者に異議がないこと又は当事者が同意していることのいずれかを必要とする考えがある。

(注5) 新たな和解に代わる決定の対象事件を限定することについて、引き続き検討することが考えられる。

(説明)

(1) 議論の概要等

第4回会議及び第7回会議においては、簡易裁判所以外の裁判所において、新たな和解に代わる決定の規律を設けることについて、実務の運用として付調停及び17条決定による紛争解決方法が有用な場面があるとの意見や企業内部の意思決定に当たっても裁判所の心証が決定で示されるのは有益であることから規律の導入を支持する意見があったが、訴えの提起は判決を求める申立てであることから裁判所が判決ではなく決定によって訴訟を終了させることができることを制度化するだけの理由がないとの意見や裁判所の決定に対して当事者からは異議を述べにくいことから規律の導入に反対する意見があった。また、十分な要件を設定することが困難であることや現在の17条決定による紛争解決が機能しているので新たな和解に代わる決定の規律を設ける必要はないのではないかという意見があった。

さらに、仮に新たな和解に代わる決定の規律を導入するとしても、単に形式上の和解協議をただけでは不十分であり、新たな和解に代わる決定によって紛争解決を試みるのが正当化されることを要件とする必要がある旨の意見があった。

(2) 各案の概要

ア 甲案は、新たな和解に代わる決定の規律を導入することを提案するものである。

部会資料10において提案したとおり、和解を試みたが和解が調わないことや当事者双方のために衡平に考慮することを要件としているが、単に形式上の和解協議

をただけでは不十分ではないかとの懸念が示されたことを踏まえ、和解を試みた
が和解が調わないという要件に加え、裁判所が新たな和解に代わる決定をすること
ができる「相当と認めるとき」の判断に当たり、審理及び和解に関する手続の現状、
当事者の和解に関する手続の追行の状況を考慮すべきことを明示することとしてい
る。

また、新たな和解に代わる決定の手続要件として、当事者に意見を聴くことに代
えて当事者に異議がないこと又は当事者の同意があることを必要とすることが考え
られることから、(注4)にその旨を記載している。

さらに、(注5)においては対象事件を限定することについては引き続き検討する
ことが考えられることを記載している。

イ 乙案は、新たな和解に代わる決定の規律を導入しないこととするものである。

上記のとおり、新たな和解に代わる決定の制度については、多様な懸念が示され
ている。そこで、新たな和解に代わる決定の制度の導入に賛成する意見が想定する
場面への対応は、現状の17条決定に関する実務の運用に引き続き委ねることとし、
特段の規律を設けないこととしている。

第12 訴訟記録の閲覧等及びその制限

1 裁判所に設置された端末による訴訟記録の閲覧等

(1) 裁判所においてする訴訟記録の閲覧

何人も、裁判所書記官に対し、裁判所においてする訴訟記録（電子化後の
ものに限る。以下1から3までにおいて同じ。）の閲覧を請求することができる
ものとする。公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録については、当事者
及び利害関係を疎明した第三者に限り、この閲覧の請求をすることができる
ものとする。

(2) 裁判所においてする訴訟記録の複製等

当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、訴訟記録
の複製、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は訴訟に関する事項の証明書
の交付を請求することができるものとする。

(注1) 訴訟記録の複製の具体的な方法について、記録媒体に記録する方法によることの
他にどのような方法があるかを検討することが考えられる。

(注2) 補助参加の申出を濫用した訴訟記録の閲覧等を防ぐための規律の在り方について、
引き続き検討することが考えられる。

(注3) 事件係属中の当事者を含め、裁判所に設置された端末を利用して訴訟記録の閲覧
等を請求する者からは、当該端末を使用する対価を徴収することについても、（対価

を徴収する場合にそれを手数料として徴収するか否かも含め) 併せて検討するものとする。

(説明)

第5回会議において、補助参加の申出があった場合には、補助参加の要件がないと確定するまでの間、当事者として扱われるという規律があることを奇貨として、補助参加の要件がないにもかかわらず、その申出をすることにより、当事者の資格で訴訟記録の閲覧等を行うことが可能となってしまうことから、少なくとも補助参加人が確定的に訴訟行為を行うことが可能となるまでの間は、当事者の資格で閲覧等を行うことはできないものとするべきではないかとの指摘があった。

そこで、(注2)において、補助参加の申出を濫用した訴訟記録の閲覧等を防ぐための規律の在り方について、引き続き検討することが考えられる旨を記している(なお、他の種類の参加人について、同様の検討をすることも考えられる。)

(3) 裁判所においてする閲覧等を行うことができない場合

(1)の規定による訴訟記録の閲覧の請求及び(2)の規定による訴訟記録の複製の請求は、訴訟記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、行うことができないものとする。

(注) 本文の規律に加えて、当事者以外の第三者は、裁判所に提出され、当事者が受領した後一定の期間が経過していない訴訟記録や、期日を経していない訴訟記録について、閲覧等の請求を行うことができないものとする考え方、和解を記載した調書(その全部又は例えばいわゆる口外禁止条項を定めたもの)について、閲覧等の請求を行うことができないものとする考え方がある。

2 インターネットを用いてする訴訟記録の閲覧及び複製(1以外のもの)

(1) 当事者によるインターネット閲覧等

当事者は、いつでも、電子情報処理組織を用いて、訴訟記録の裁判所外における閲覧及び複製を行うことができるものとする。

(2) 利害関係を疎明した第三者によるインターネット閲覧等

利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、電子情報処理組織を用いてする訴訟記録の裁判所外における閲覧及び複製を請求することができるものとする。

(3) 利害関係のない第三者によるインターネット閲覧

利害関係のない第三者によるインターネット閲覧に関する規律について、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

当事者及び利害関係を疎明した第三者以外の者は、裁判所書記官に対し、電子情報処理組織を用いてする訴訟記録（次に掲げるものに限る。）の裁判所外における閲覧を請求することができる。

ア 訴状及び答弁書その他の準備書面

イ 口頭弁論の期日の調書その他の調書（これらの調書中の証人、当事者本人及び鑑定人の陳述、検証の結果並びに和解が記載された部分を除く。）

ウ 判決書その他の裁判書

【乙案】

利害関係のない第三者による電子情報処理組織を用いてする訴訟記録の裁判所外における閲覧を認めない。

（説明）

第7回会議においては、利害関係のない第三者による訴訟記録のインターネット閲覧を認めることの当否について議論がされ、賛否それぞれの意見が出された。

利害関係のない第三者によるインターネット閲覧を認める必要性及びインターネット閲覧の対象とすべき訴訟記録の範囲に関するものとして、法第92条の事由を拡大した上で、裁判所及びインターネットで同一の範囲の訴訟記録の閲覧をすることができるようにしてはどうかとの意見、訴訟の相手方となった者の過去の訴訟戦略や傾向を分析するなど様々な活用のニーズが企業にはあるため、判決書以外の一定の訴訟記録についてもインターネット閲覧を認めてはどうかとの意見が出された。

他方で、利害関係のない第三者によるインターネット閲覧を認めることの弊害及びこれへの対処に関するものとして、実印の印影やクレジットカードの裏面のセキュリティコード等が現れた書証の写しが複製されれば、不正に利用されてしまうとの意見、現行法の第三者による閲覧等の制限の事由に該当しないものの中にも、交渉過程や社内の発言、社内制度など、第三者に知られたくないものが多く存在するので、法第92条の事由が拡大されない限り反対する企業が多いと思われるとの意見、訴訟記録を収集してウェブサイトに掲載する者が現れるのではないかと意見、プライバシーや個人情報が流出するおそれが高まり、訴えの提起をちゅうちょさせてしまうのではないかと意見、個人情報の匿名加工を訴訟の進行中に行わなければならないとすれば、当事者の負担が大きいとの意見が出された。これに対し、現在では、超小型カメラ等も存在するため、利害関係のない第三者による訴訟記録の複製のリスクは、裁判所書記官の監視下での閲覧時とインターネット閲覧時とでどれほど差があるか疑問があるとの意見も出された。

また、閲覧の目的及び不正利用の防止策に着目したものとしては、法第92条の事由に該当しない訴訟記録の全てをインターネット閲覧の対象とすることには抵抗があり、不当な目的による閲覧請求を除外する規律や、閲覧により知り得た内容を不正に利用する行為を規制する規律を加えることもあり得るとの意見が出されたのに対し、閲覧の目的により区別する規律に実効性があるかは疑問であり、弁護士など、職務上の必要性が強く認められ、かつ、一定の不適正な行為をしない立場にあると類型的に考えられる者に限ってインターネット閲覧を認めることが考えられるとの意見や、閲覧の目的を審査の対象としてしまうと、訴訟記録との関係で形式的に審査することができる利害関係の有無とは異なり、裁判所書記官ではなく裁判官が判断しなければならないのではないかとの意見、一度閲覧させてしまったら、たとえ事後的な不正利用に対する制裁を設けても、不正な利用を防ぐことは難しいため、閲覧の対象となる訴訟記録の範囲を明確に定めるほうがよいとの意見が出された。

このほか、検索機能に着目したものとして、任意の語句の検索により事件番号等の調査を要せずに閲覧することができる環境の構築を求める意見が出されたのに対し、このような検索までを認めるのはプライバシー保護の観点から問題があるとの意見や、このような検索を認めることによって事件管理システムへの負荷も大きくなるとの意見が出された。また、アメリカ合衆国の連邦裁判所による訴訟記録のインターネット閲覧システムにおいては、当事者の氏名や住所を用いた事件検索や、任意の語句を用いた全文検索はすることができないこと、同国の州裁判所のうち訴訟記録のインターネット閲覧を認めているものでも、一定の種類の事件や個々の情報の内容に応じた閲覧等の制限をかけるなどしていること、訴訟記録がインターネット上の検索エンジンによる検索結果として表示されないようにしていることが紹介された。なお、この点に関連する新たな取組として、公益財団法人日弁連法務研究財団が主催するPTにおいて、判決を民間組織において匿名加工した上でオープンデータ化するための検討が始まっていることが紹介された。

このような議論の経過を踏まえ、利害関係のない第三者による訴訟記録のインターネット閲覧に関する規律として、これを認めるものとする案と、これを認めないものとする案を提示している。前者（甲案）においては、裁判手続の透明性を高めて裁判の公開を一層実質化する点に重きを置き、裁判所に設置された端末による閲覧との差をできる限り設けないようにしつつ、当事者のプライバシーにも十分配慮するために、インターネット閲覧の対象となる訴訟記録の範囲を、判決書その他の裁判書のほか、調書（証人、当事者本人及び鑑定人の陳述、検証の結果並びに和解が記載された部分を除く。）、訴状及び答弁書その他の準備書面とし、書証の写し等を含めないこととしている。

(4) インターネット閲覧等を行うことができない場合

(1)の規定による訴訟記録の閲覧及び複製、(2)の規定による訴訟記録の閲覧

及び複製の請求並びに(3)の規定による訴訟記録の閲覧の請求は、訴訟記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができないものとする。訴訟の完結した日から一定の期間が経過したときも、同様とするものとする。

(注) 電子化された訴訟記録の保存期間に関する規律の在り方について、引き続き検討することが考えられる。

(説明)

本文後段及び(注)では、第5回会議における議論を踏まえ、インターネット閲覧等を行うことができる時期について、訴訟の完結した日から一定の期間が経過した時までとするものとし、その期間については、電子化された訴訟記録の保存期間に関する規律の在り方と併せて、引き続き検討するものとしている。

3 インターネットを用いてする訴訟記録の閲覧等の請求

1の規定による訴訟記録の閲覧、複製、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は訴訟に関する事項の証明書の交付の請求及び2の規定による訴訟記録の閲覧又は複製の請求であって、電子情報処理組織を用いてするものは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該請求を記録する方法によりするものとする。

(注) インターネットを用いて訴訟記録の閲覧等の請求をする者の本人確認に関する規律の在り方について、引き続き検討することが考えられる。

4 (部会資料12の第12の2のとおり)

(注1) 及び(注2) は部会資料12の第12の2 (注1) 及び(注2) のとおり